

公開

令和4年度  
東京都信用保証補助審査会

令和5年2月10日（金曜日）

東京都産業労働局

## 令和4年度東京都信用保証補助審査会

### 1 日時及び場所

令和5年2月10日（金曜日） 9時57分～11時24分

東京都庁第一本庁舎33階特別会議室N6

### 2 出欠

出席 松田二郎委員 上田令子委員

とくとめ道信委員 中澤さゆり委員

成清梨沙子委員 服部津貴子委員

松川紀代美委員 目黒克昭委員

山口拓委員 やまだ加奈子委員

欠席 なし

### 3 会議次第

1 開会

2 挨拶 東京都産業労働局長 坂本雅彦

3 審査 「東京信用保証協会の保証債務履行損失補助に係る令和4年度  
補助金の使途について」

4 答申

5 閉会

9時57分開会

○松田金融課長 少しお時間よりも早いのですが、会議を始めさせていただければと思います。

本日はお忙しい中、また、雪が降っている中、お足元が悪い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから令和4年度の東京都信用保証補助審査会を開会いたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

お手元には、議事次第、席次表、東京都知事からの諮問文の写し、総括資料をお配りしております。

なお、説明資料につきましては卓上のタブレット端末またはお配りした資料を御覧いただければ幸いです。タブレット端末は、説明に合わせて事務局のほうで操作をいたしまして、資料を表示いたします。

画面の右上にあります非同期ボタンを押すことで、皆様御自身で画面を操作いただけます。その後、同期を戻すことで説明している部分の資料に戻りますので、適宜、御活用いただければと思います。

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の総括資料の1ページが委員名簿となっておりますので、御覧ください。

委員の方を50音順に御紹介させていただきます。

まず、上田令子委員でございます。

○上田委員 よろしくお願いいいたします。

○松田金融課長 とくとめ道信委員でございます。

○とくとめ委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

○松田金融課長 中澤さゆり委員でございます。

○中澤委員 よろしくお願いいいたします。

○松田金融課長 成清梨沙子委員でございます。

○成清委員 よろしくお願いいいたします。

○松田金融課長 服部津貴子委員でございます。

○服部委員 よろしくお願いいいたします。

○松田金融課長 松川紀代美委員でございます。

○松川委員 よろしくお願いいいたします。

○松田金融課長 松田二郎委員でございます。

○松田委員 よろしく申し上げます。

○松田金融課長 目黒克昭委員でございます。

○目黒委員 よろしく申し上げます。

○松田金融課長 やまだ加奈子委員でございます。

○やまだ委員 よろしくお願ひいたします。

○松田金融課長 なお、山口拓委員につきましては、少し遅れる予定でございますので、到着次第参加させていただければということになっております。

続きまして、産業労働局長の坂本でございます。

○坂本産業労働局長 よろしくお願ひいたします。

○松田金融課長 次に、本審査会の事務局を務めます金融部長の戸井崎でございます。

○戸井崎金融部長 よろしくお願ひいたします。

○松田金融課長 融資制度・債権管理担当課長の倉嶋でございます。

○倉嶋融資制度・債権管理担当課長 よろしくお願ひいたします。

○松田金融課長 申し遅れましたが、私、本日の司会進行を担当させていただきます金融課長の松田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、本審査会の定足数でございますが、総括資料の2ページでございます、東京都信用保証補助審査会条例第7条第1項の規定によりまして、定足数は委員の半数以上となっております。本日は、現時点、委員10名中9名に御出席いただいておりますので、本審査会が成立しておりますことを御報告させていただきます。

続きまして、本審査会の公開の範囲について御説明申し上げます。

本審査会における債務者別説明及びこれに関わる質疑応答部分につきましては、事業者等に係る個人情報や個別企業の事業に関する情報を含むため、総括資料の3ページでございます東京都信用保証補助審査会運営要綱第5の規定に基づきまして、非公開とし、それ以外につきましては公開といたします。

議事録及び資料につきましても同様の取扱いとさせていただきます。

なお、議事録の正確性を期すために速記を入れてございますので、御了承いただければと思います。

本日は、昨年10月23日から委員に御就任いただいて以降、初めて開会される審査会となります。このため、審査に入ります前に会長の選任を行いたいと存じます。東京都信用保証補助審査会条例第5条の規定によりまして、会長は委員の互選により選任することとなっております。

御提案がございましたらお願いしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

また、御発言の際は挙手をいただきまして、事務局のお持ちするマイクをお使いいただきま  
すよう、お願い申し上げます。

松川委員、お願いします。

○松川委員 松川です。

会長につきましては、東京都中小企業団体中央会で副会長を務め、中小企業の経営実態につ  
いて高い見識を持つ松田委員がふさわしいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田金融課長 異議なしとお話しいただきましたので、それでは、会長につきましては松田  
委員にお願いしたいと存じます。

松田会長、恐れ入りますが、会長席のほうへお願いいたします。

(松田会長、会長席に着座)

○松田金融課長 これから先の進行につきましては、松田会長にお願いしたいと存じます。ど  
うぞよろしくお願いいたします。

それでは、松田会長より一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○松田会長 会長に御指名をいただきました松田でございます。私どもの東京都中小企業団中  
央会は、中小企業の振興・発展を図るため中小企業の組織化を推進いたしまして、企業間、組  
織間の連携を強固にすることによって中小企業を支援している団体でございます。

中小企業の経営実態の一端が見えますこの審査会、私どもにとりましても貴重な意味合いの  
ある審査会であると認識をしております。

委員の皆様方の御理解と御協力を賜りまして、審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと考  
えております。皆様方には補助金の使途につきまして、公正・妥当を期するため、中小企業金  
融の円滑化に制度融資が果たしている役割を踏まえ、慎重な御審査をいただきますようお願い  
をいたします。

それでは、まず、会長代理と議事録署名人の指名をさせていただきたいと思います。

東京都信用保証補助審査会条例第5条の規定によりまして、あらかじめ会長代理を指名する  
ことになっております。この件につきましては、東京における中核的な中小企業支援機関であ  
ります東京都中小企業振興公社の理事長であり、中小企業支援に造詣の深い目黒委員を御指名  
したいと思います。

また、東京都信用保証補助審査会運営要綱第6の規定に従いまして、議事録には、私、会長

と会長の指名する委員が署名することになっております。これにつきましても、併せて目黒委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○目黒委員 よろしくお願ひいたします。

(山口委員、委員席に着座し、これより委員全員出席)

○松田会長 次に、お手元に配付をしております東京都知事からの諮問文の写しを御覧いただきたいと思ひます。

本日の審査会は、東京都信用保証補助審査会条例第2条の規定に基づきまして、東京信用保証協会に対し、都が交付する補助金の使途について御審査をいただくものでございます。

それでは、審査に入ります前に、坂本産業労働局長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

お願ひいたします。

○坂本産業労働局長 産業労働局長の坂本でございます。本日は、大変お忙しい中、本審査会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には日頃から都の産業労働行政に対し格別の御理解と御支援を賜っておりますこと、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

本年度の東京都信用保証補助審査会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思ひます。

現下の中小企業を取り巻く状況を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済活動の停滞に収束の気配が見られる一方で、日銀は、暮れでございますが、金融緩和策の見直しを決めるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

また、海外に目を転じますと、感染症の再拡大、さらにはウクライナ情勢、サプライチェーンの分断、石油原材料価格の高騰など、引き続き注視をしておくべき内容など、先行きが見通しにくい様々な要因があるものと考えてございます。

こうした中で、感染症拡大防止と社会経済活動の両立によりまして東京の経済の回復を確かなものとしていくため、都内の中小企業者がこの苦境を脱するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応して、時流に沿った製品やサービスを提供するなど新たな挑戦を後押しする支援が求められております。

都としても、先般、令和5年度予算案を発表させていただいておりますが、私ども、中小企業支援の中でも経営課題の解決、経営基盤の安定化、新たな事業展開などに取り組む中小企業に対して東京信用保証協会と連携した制度融資により、円滑な資金調達を支援すること、さらには、地域金融機関と連携した東京プラスサポート融資や様々な事業用資産を担保とした動

産・債権担保融資、ファンドやクラウドファンディングの活用など多様な手法による金融支援を展開をすることとしているところでございます。

金融支援の中核を担う制度融資では、事業環境の変化要因が複雑化していることに伴いまして、一層きめ細かな金融支援が必要な状況でございます。ウクライナ情勢に加え、様々な複合的な要因に対応して中小企業向けの融資メニューも引き続き実施するなど、対応の強化を図ってきておりますが、こうしたものに加えまして、新しくDX、ゼロエミッション、働き方改革等に取り組む中小企業向けの融資メニューの展開など、新たな挑戦についてもしっかりと支援をしてまいります。

そこで、本日の審査会でございますが、東京都制度融資に関連して東京信用保証協会が行いました金融機関への代位弁済に対しまして、令和4年度に都が交付を予定している補助金について御審査をいただくものでございます。

具体的な内容については、後ほど御説明をさせていただきますが、本補助制度は、東京信用保証協会の積極的な保証を促し、中小企業金融の円滑化を図るための支援として大変重要な役割を果たしているものでございます。

審査会におきましては、様々な見地から忌憚のない御意見を賜りたく存じます。

また、委員の皆様には今後とも都の中小企業金融施策に御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○松田会長 ありがとうございます。

なお、坂本局長は次の公務の都合によりましてここで退席をされます。ありがとうございます。

○坂本産業労働局長 何とぞよろしくお願いいたします。

(坂本産業労働局長 退席)

○松田会長 それでは、これから審査に入りたいと思います。

まず、本日の総括的な事項につきまして、戸井崎金融部長から説明がございました。お願いいたします。

○戸井崎金融部長 東京都の金融部長の戸井崎でございます。

委員の皆様方には、日頃から都の金融施策に対しまして、格別の御指導、御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

私からは、制度の概要や本日の審査につきまして、総括的に御説明をいたします。

失礼ですが、こちらから着座で失礼させていただきたいと思います。

まず初めに、総括資料の5ページを御覧いただければと思います。「東京都の中小企業制度融資の概要」につきまして御説明をいたします。

中小企業制度融資は、都内中小企業の革新的な製品・サービス等の事業化やDXなどによる生産性向上、働き方改革や脱炭素化の推進といった積極的な事業展開を後押しするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウクライナ情勢の変化や円安など先行き不透明な状況等に対応するためのセーフティネットとしても極めて重要な役割を担っている制度でございます。

図を御覧ください。

制度融資は、都と東京信用保証協会及び金融機関の3者が協調して資金を供給する制度でございます。

それぞれの役割でございますが、保証協会は中小企業が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証いたします。

金融機関は、都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。万が一、借入をした中小企業が債務不履行となった場合、保証協会は中小企業に代わって、金融機関に債務を弁済いたします。

都は、金融機関に対する貸付原資の預託、中小企業が保証協会に支払う信用保証料の補助及び保証協会に対する保証債務履行補助により、中小企業の負担軽減を図るとともに円滑な資金調達を支援しております。

その中でも、保証債務履行の補助は、保証協会との損失補助契約に基づきまして、代位弁済により生じた損失の一部につきまして補助金を交付することにより、保証協会の積極的な保証を促すための支援でございます。

本日の審査会におきましては、令和4年度に保証協会に対し都が交付を予定しておりますこの保証債務履行補助金の公正性・妥当性につきまして審査をお願いするものでございます。

次に、6ページ、「保証債務履行補助事業のスキーム」につきまして御説明をいたします。

本スキームでございますが、補助金交付の時期の違いにより、償却時に補助を行う方式と、代位弁済時に補助を行う方式がございます。今年度は、償却時に補助を行うものが全体の99.8%を占めておりますので、この図の左側の図のほうで御説明をしたいと思います。

中小企業が返済不能となるなどの事故が発生した後に、保証協会が金融機関に代位弁済をして、保証協会は、中小企業に対する求償権を取得いたします。取得した求償権の一部につきま



しては、中小企業信用保険法に基づきまして、日本政策金融公庫から保険金を受け取ります。

保証協会は、中小企業に対しまして督促、回収を続けますが、債務者が破産や民事再生などの法的手続を実施した場合や、死亡、失踪等により回収不能の場合、または保証債務の履行後5年が経過した場合などに求償権を償却いたします。

都は、損失補助契約に基づきまして、償却される求償権のうちの公庫からの保険金で補填されなかった部分の一部につきまして、保証協会に補助金を交付いたします。

一方、右側の図のように、代位弁済時に補助金を交付する方法もございますが、都におきましては、公金支出の抑制を図るため、原則として、保証協会が一定期間の回収努力を行った後に、求償権を償却する際に補助をする方法を採用しております。

なお、下段の欄外「※」印にございますとおり、保証協会は、都からの補助金受領後に回収金が生じた場合には、都と日本政策金融公庫に対しまして、その負担割合に応じた額を返納することとなっております。

次に、7ページ、「東京信用保証協会事業概況表」を御覧ください。

保証申込、保証承諾、保証債務残高、代位弁済、回収につきまして10年間の推移を示したものでございます。

まず、「保証承諾」の欄を御覧ください。平成30年度までは1兆1,000億円前後で安定して推移をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、令和元年度末から保証承諾額が急増いたしまして、令和2年度には約6兆3,000億円に達しました。令和2年度の保証承諾額のうち約5兆6,000億円は、令和2年3月に創設された後、令和2年度にかけて拡充された、いわゆるゼロゼロ融資と呼ばれる融資などの、新型コロナ感染症対応融資を利用したものでございます。

令和3年度以降はゼロゼロ融資の受付が終了いたしまして、おおむね令和元年度以前の水準に戻っております。

保証協会においては、個々の保証審査につきまして、返済能力の審査にとどまらず、経営者の取組姿勢や経営能力など人物把握にも努めておりまして、その事業者の総合的信用力に重点を置いて保証承諾をしておるところでございます。

次に、「代位弁済」につきまして、平成21年度の中小企業金融円滑化法の施行や、景気の緩やかな回復などから、代位弁済額の減少傾向が続いております。今年度の代位弁済は、前年同期比で増加には転じておりますが、保証債務残高に対する代位弁済額は依然として低い水準に抑えられております。

次に、「回収」でございますが、保証協会は金融機関への代位弁済後、中小企業から回収を行っております。代位弁済自体が減少していることなどから、こちらも減少が続いておりますが、令和4年度は12月末時点で増加に転じております。

次に、8ページ、「令和4年度保証債務履行補助補助金交付申請状況表」を御覧ください。

本日の審査に係る補助金の交付申請の件数、金額についてまとめたものでございます。代位弁済から回収金額を控除したものが求償権残高になります。この求償権残高から、その隣の日本政策金融公庫から補填される保険金等を差し引いたものが令和4年度補助金交付申請ということになります。右下の欄にありますように、合計は2,761件、全部で32億1,411万9,000円でございます。この補助金について、本日御審査をいただくということでございます。

次に、9ページ、「東京都信用保証補助審査会に係る事前調査実施要領」を御覧ください。

本審査会に先立ちまして、補助対象案件につきまして、私ども金融部職員及び専門家により事前調査を実施しておりますが、その調査方法の根拠でございます。事前調査につきましては、これまで本審査会における様々な御意見や法律及び会計の専門家の御意見を参考として、調査の対象や実施方法等を定めたこの要領に基づき実施しているところでございます。

次の11ページ、「令和4年度補助対象案件の調査状況」によりまして、具体的な事前調査の詳細につきまして御説明をいたします。

全案件1,517債務者、2,761件、32億1,411万9,000円が調査の対象でございます。

まず、①「東京都職員による調査」では、全案件について、補助金交付の対象として適合するか否か、昨年6月から今年1月にかけて調査をいたしました。

具体的には、補助対象となる制度融資か、保証協会が信用保証協会法に基づき作成している業務方法書に従い債務の保証をしているのか、日本政策金融公庫の保険金の補填があるか、補助金の金額算定に誤りがないかなどでございます。

また、案件に応じまして、保証状況、代位弁済状況及び求償権の管理状況に不審な点はないかなどについても確認をいたしました。

次に、②「専門家による調査」でございますが、調査の客観性を期するため、弁護士会及び公認会計士協会から御推薦をいただきました中小企業金融に精通した弁護士及び公認会計士によりまして、昨年8月下旬から今年1月にかけて、4人体制で調査を実施いたしました。

まず、調査対象でございますが、保証直後に代位弁済されていることや、補助金額が高額であることなどの先ほど御説明した事前調査実施要領に基づき、基準に該当するもの及び無作為に抽出した案件を合わせた全部で73債務者、262件を選定いたしました。

次に、調査方法でございますが、専門家は、まず提出された資料に基づく書面調査を行いまして、この中で疑問点等について保証協会に対し文書質問を行い、回答を求めました。

この書面調査の結果を踏まえ、さらに詳細に聞き取る必要があるとされた案件につきましては、保証協会の各部門の実務責任者に対する対面調査を実施いたしました。

次に、③「審査会」でございますが、本日御説明させていただく個別の債務者の案件につきましては、専門家による調査が行われたもののうち、補助金の使途の公正性・妥当性を審査いただく観点から、特に委員の皆様へ御説明すべき案件として専門家が選定した25債務者、114件でございます。

以上、簡単ではございますが、総括的な説明を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、令和4年度の補助金の使途について御審査の上、御答申をいただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○松田会長 ありがとうございます。

ただいま説明があったとおり、審査を進めていきたいと思っております。

なお、審査に当たりましては、東京都信用保証補助審査会運営要綱第2の規定によると、「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を述べ、又は説明を行うよう求めることができる。」とあります。これから事務局が説明をする内容は、保証協会の実務に関わる内容が含まれておりますので、東京信用保証協会の役職員を出席させ、必要に応じて説明を求めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、先ほど事務局から説明がありましたとおり、債務者別説明とこれに関わる質疑応答につきましては、事業主等に関わる個人情報、個別企業の事業に関する情報を含むために非公開といたします。

傍聴は大丈夫ですね。ただいま傍聴はおりませんということでございます。

(債務者別の説明のため非公開)

ここまで審査を進めてまいりました。これより答申につきましてお諮りをいたします。

令和5年1月27日付で東京都知事から諮問のございました東京信用保証協会の保証債務履行に対し都が交付する補助金の使途につきましては、審査会として妥当と認めるという答申にいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように答申することを決定いたします。

答申文につきましては、会長であります私に一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

それでは、事務局を通じて、速やかに知事に提出をいたします。

委員の皆様方におかれましては、長時間御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審査会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

11時24分閉会